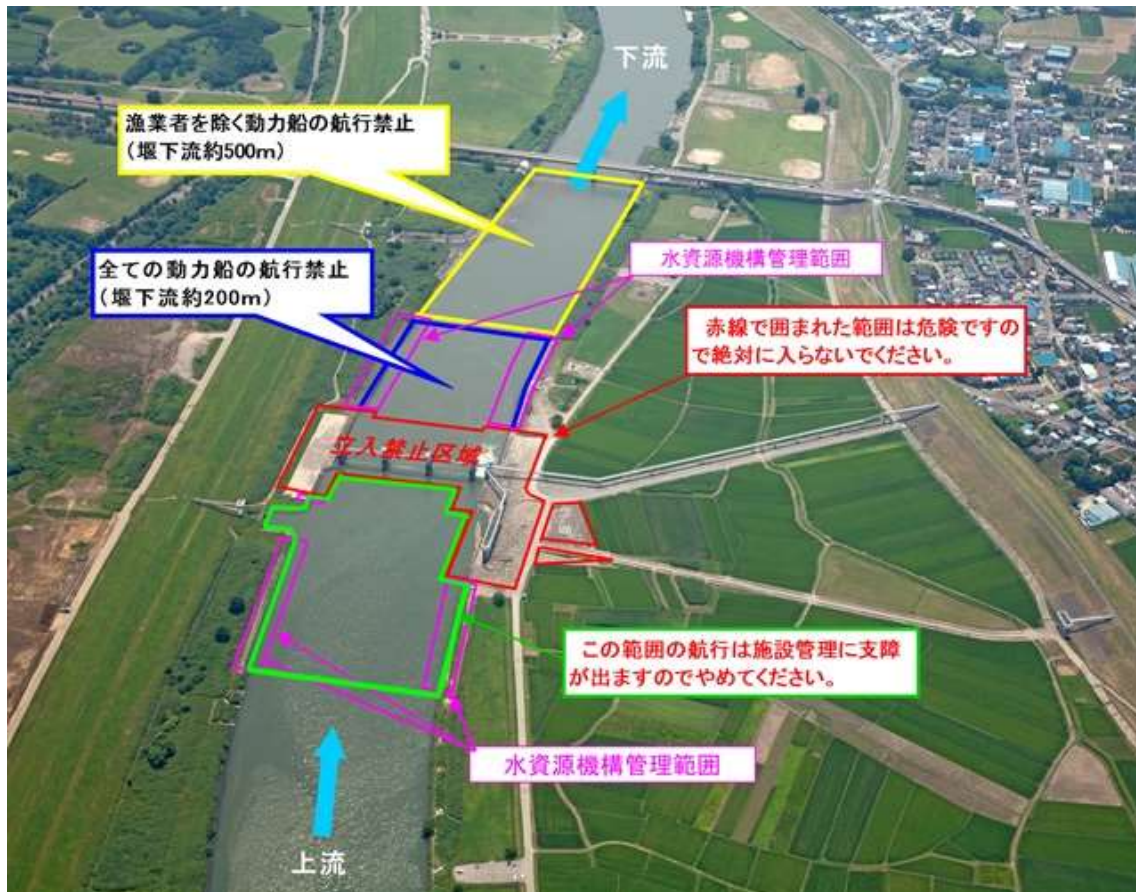


秋ヶ瀬取水堰の水面を利用する皆様へ

- 秋ヶ瀬取水堰は、船は通れません。
- 秋ヶ瀬取水堰上下流には立ち入り禁止区域があります。
- 秋ヶ瀬取水堰近くは、危険ですので近寄らないでください。
過去に死亡事故も発生しています。



※ 秋ヶ瀬取水堰における「水域及び通航方法の指定」については、河川法施行令第16条の2第3項により以下のとおりとなっています。(平成13年4月1日より施行)

- 全ての動力船の通航禁止区域 : 下流200mの区域 (青線区域)
- 漁業者を除く動力船の航行禁止区域 : 下流500mの区域 (黄線区域)

上記に違反した者は、河川法の規定により罰せられます。

- 立ち入り禁止区域 : 堰周辺の赤線区域
- 堰上流側200m程度の間航行は施設管理に支障がでますのでやめてください :

(問い合わせ先)

独立行政法人水資源機構 利根導水総合事業所 秋ヶ瀬管理所

〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡3丁目20番地12号

TEL : 048-471-3583

FAX : 048-487-1043

E-mail : wardec-t@apple.kanet.ne.jp